

令和2年度「過重労働解消キャンペーン」の監督実施結果

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

監督指導実施状況

令和2年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、82事業場に対し監督指導を実施し、63事業場（全体の76.8%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが26事業場、賃金不払残業があったものが4事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが15事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

| | 監督指導実施 事業場数 (注1) | 労働基準関係法令違 反があった事業場数 (注2) | 主な違反事項別事業場数 | | | |
|------|------------------------|--------------------------------|---------------|----------------|------------------|---|
| | | | 労働時間 (注3) | 賃金不払残業 (注4) | 健康障害防止措置 (注5) | |
| 合計 | 82 (100.0%) | 63 (76.8%) | 26 (31.7%) | 4 (4.9%) | 15 (18.3%) | |
| 主な業種 | 製造業 | 9 (11.0%) | 5 (55.6%) | 2 | 0 | 1 |
| | 運輸交通業 | 4 (4.9%) | 2 (50%) | 0 | 0 | 0 |
| | 商業 | 19 (23.2%) | 15 (78.9%) | 5 | 1 | 4 |
| | 接客娯楽業 | 19 (23.2%) | 14 (73.7%) | 7 | 0 | 5 |
| | その他の事業 (注6) | 8 (9.8%) | 7 (87.5%) | 2 | 0 | 1 |

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反（時間外労働の上限規制）等の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

| 合計 | 1～9人 | 10～29人 | 30～49人 | 50～99人 | 100～299人 | 300人以上 |
|----|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| 82 | 21 (25.6%) | 39 (47.6%) | 11 (13.4%) | 5 (6.1%) | 6 (7.3%) | 0 (0.0%) |

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

| 合計 | 1～9人 | 10～29人 | 30～49人 | 50～99人 | 100～299人 | 300人以上 |
|----|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 82 | 8 (9.8%) | 24 (29.3%) | 8 (9.8%) | 8 (9.8%) | 8 (9.8%) | 26 (31.7%) |

2 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、26事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

| 指導事業場数 | 指導事項（注1） | | | | | |
|--------|--------------|---------------------------------|-----------------|-------------|------------------------|-----------------------------------|
| | 面接指導等の実施（注2） | 長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施（注3） | 月45時間以内への削減（注4） | 月80時間以内への削減 | 面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注5） | ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施 |
| 26 | 2 | 5 | 17 | 9 | 3 | 1 |

（注1）指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

（注2）1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

（注5）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、6事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下「労働時間適正把握ガイドライン」という。）に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

| 指導事業場数 | 指導事項（注1） | | | | | |
|--------|---------------------------|-------------------------|------------------------|----------------------------|--------------------|-----------------------|
| | 始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)） | 自己申告制による場合 | | | 管理者の職務（ガイドライン4(6)） | 労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)） |
| | | 自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ） | 実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ） | 適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ） | | |
| 6 | 4 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |

（注1）指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2）各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった26事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、9事業場で1か月80時間を、うち5事業場で1か月100時間を、うち1事業場で1か月150時間を超えていた。

表6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績（労働時間違反事業場に限る）

| 監督指導実施事業場数 | 労働時間違反事業場数 | 労働時間 | | | | |
|------------|------------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | | 80時間以下 | 80時間超 | 100時間超 | 150時間超 | 200時間超 |
| 82 | 26 | 73 | 9 | 5 | 1 | 0 |

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、6事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、31事業場でタイムカードを基礎に確認し、25事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、18事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

| 原則的な方法（注1） | | | | 管理していない | 自己申告制 （注2） （注3） |
|------------------|-------------------|------------------------|-----------------------|---------|-----------------------|
| 使用者が自ら現認 （注2） | タイムカードを基礎 （注2） | ICカード、IDカードを 基礎（注2） | PCの使用時間の記録を 基礎（注2） | | |
| 6 | 31 | 25 | 1 | 3 | 18 |

（注1）労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

（注3）労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。